

「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」報告書（案）（概要）

資料1

大綱見直しの趣旨

- 自殺対策基本法改正後、初めての見直し
- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた更なる推進

- 自殺者数は平成22年以降7年連続して減少しているが、年間2万人を超える。自殺死亡率は、主要先進7か国で最も高い
- 自殺対策を、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進

大綱見直しのポイント

総論

① 関連施策の有機的な連携

- 自殺対策を「対人支援のレベル／地域連携のレベル／法律・大綱・地域計画のレベル」において強力に、かつ総合的に推進する
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などと連携し、包括的な生きる支援につなげる
- 施策の連動性を高めて、適切な精神保健医療福祉サービスを提供
- 妊産婦支援施策等との連携

② 地域レベルの実践的な取組

- 自殺総合対策推進センターが提供する「自殺実態プロフィール」や「政策パッケージ」を地域自殺対策計画の策定に活用
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村のエリアマネージャーとして、計画の策定・進捗管理・検証等を支援
- 孤立を防ぐ居場所づくり、支援者への支援

個別施策

① 若者の自殺対策の更なる推進

- 「SOSの出し方教育」の推進
- スクールカウンセラー等の配置の推進・資質向上
- ICTも活用した若者へのアウトリーチ策強化
- 居場所づくり、身近な者を含めた支援者への支援

② 勤務問題による自殺対策の更なる推進

- 「働き方改革実行計画」も踏まえて長時間労働の是正やパワーハラスメントの防止等を推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 産業保健と地域保健の連携を推進

③ 各種施策の推進

- 遺族等への情報提供、遺児等支援の推進

施策の推進体制

① PDCAサイクルの推進

- 自殺総合対策推進センターや全国の地域自殺対策推進センターによる強力な支援を通じた地域自殺対策PDCAサイクルの推進
- 新大綱では施策の担当府省を明記し、補助的な評価指標を盛り込むことを検討

② 数値目標の設定

- ・現目標 10年で自殺死亡率を20%以上減少
- ・結果 23.6%減少
(平成17年24.2 ⇒ 平成27年18.5)
- 今後10年間の目標：先進諸国の現在の水準まで減少することを目指し、自殺死亡率を平成27年比で30%以上減少
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

本報告書の提言内容を踏まえ新大綱を策定し、自殺対策の更なる充実を図る